

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（文書課）

### 一 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行による関係法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による関係法律の一部改正に伴い、埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県個人番号の利用等に関する条例中の次に掲げる関係法律の引用部分について規定を整備

- (一) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- (二) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）
- (三) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）
- (四) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）
- (五) 統計法（平成十九年法律第五十三号）

### 三 施行期日

二(四)については、令和三年九月一日

二(一)、(二)及び(三)については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる同法第五十条の規定の施行の日

二(五)については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる同法附則第四十六条の規定の施行の日